

便通の異常、下痢のときには

便の形、回数、色、硬さによってその原因となる病気が推測されます。もし便通が普段と違っていたら自分でよく観察をしておいて、病院を受診した時に医師に説明してください。それにより早く診断ができ、治療ができます。特に次のようなことが重要です。

数日前から始まった急性下痢の場合

多くは食中毒などによる細菌の感染が原因となっています。病院では便の細菌検査をした後に抗生剤を投与して治療することもありますが、原因と考えられるようなものを食べていないか、家族とか友人に同じような症状を訴えている人はいないか、症状が始まる前に、海外旅行、ペット、暴飲暴食、ストレス、服薬など変わったことはなかったか、下痢以外の症状、例えば発熱、セキ、鼻水などの風邪症状はなかったか、などについて教えてください。

このような時にはよく手洗いをしてください。他の人と食物の交換はしないでください。感染を拡げてしまいます。下痢は胃や腸の

中に不都合なバイ菌が入ってきたから、それを早く追い出そうとしている一種の生体防御反応です。単純に下痢止めを服用するのは良くありません。

1ヶ月以上前から始まった慢性下痢の場合

原因は腸の動きが過敏であるための症状（過敏性腸症候群）ですが、中には内臓のがんなどの重大な病気が含まれている場合がありますので、病院ですぐに精密検査を受けてください。胃や腸などの手術を受けていないか、すい臓の働きが非常に悪くなっているのではないか、牛乳などの食物との関係はないか、やせて来たのではないか、腫れていないか（浮腫）、貧血がないか、などについてお教えください。

原因疾患をキチンと調べてから治療をする必要があります。決して放置しないでください。

いずれの場合も、下痢の回数、水っぽさの程度、色調は黒くはないか、ウミ（膿汁）が混じっていないか、臭いはどうか、しぶり腹（まだまだ便が出そうでトイレか

ら出にくいような不快な症状）がないか、腹痛や吐き気はないかというようなことが重要です。自分に異常が起った場合には、以上のことについてよく観察しておいて、受診時にお知らせください。

下痢の場合には身体から水分だけでなく、塩分なども不足して脱水症状となっています。口は渴いていると思われませんが、水を飲むだけでは回復が遅いと思われるので、医療機関を受診して点滴を受けましょう。受診出来ない時には、スポーツ飲料などを飲むようにしましょう。



院長 田村 矩章
たむら のりあき

総合相談窓口を設置します
お気軽にご相談ください

病気のこと・薬のこと・治療のことなど、保健・医療・福祉に関係することなら何でもお気軽にご相談ください。

相談日 毎週 水曜日
時間 午後1時から午後5時
場所 地域医療室
(1階 正面玄関横)

社会福祉士・精神保健福祉士・看護師が皆さまのお話をお伺いします。病気の治療方法など専門的な内容については、医師が対応しますので、お気軽にご相談ください。

私たちが皆さんのお話をお伺いします



(手前左から)清間看護師長、秋田看護師長
(上段左から)加納精神保健福祉士、仁田社会福祉士

※5月号でお知らせした採用職員
の氏名が誤ってしまいましたので、
訂正してお知らせします。

(正) 梅原理江(看護師)
(誤) 梅原理恵(看護師)

最新の脳科学と人権！

近年、子どもが突然はげしい怒りをあらわにする、いわゆる「キレる子」が大きな社会問題になっています。文部科学省もこの「キレる子」に対する研究会を立ち上げました。この研究会のメンバーには、これまでこのような研究会には加わっていなかった脳科学の研究者が参加しています。

子どもがキレる現象については、既に脳科学の分野の研究者がそのメカニズムを解き明かしています。それによると、人間の感情は扁桃体というところがアクセルとなり、前頭前野というところがブレーキをかけることによつて制御されているそうです。中でも「怒り」という感情の制御は前頭前野の中の「46野」という場所が

行うそうです。しかし、幼児期に虐待を受けたり、家庭内での様々なつらい体験があったりすると、扁桃体や前頭前野の健全な成長が妨げられ、感情を抑制することが出来なくなり、「キレる」現象が起こると言うわけです。

これを防止するためには、幼いころから豊かな体験や周りの人たち、特に母親や父親との楽しいコミュニケーションが重要であると言われています。すなわち、子どもを権利の主体として、子どもの人権を保障すると言うこれまでの人権教育からの提言がきわめて重要だと言うことが、最新の脳科学の研究によつて科学的に証明されてきたということです。



差別をなくす総合計画 答申で



5月18日(木)南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画の答申が、審議会委員13名から坂本町長に手渡されました。

南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画審議会では、平成18年3月15日から2ヶ月間に渡って、人権擁護の確立と身近な差別等の解消、啓発教育の推進、社会参画の推進・社会福祉の増進・保健衛生の推進、就労雇用の促進・産業の振興・生活環境の改善の4分野に分かれて計画の審議が行われました。

審議会からは、計画に定めのない事項については臨機応変に対処すること、計画の実施について評価し評価を反映させる体制を整えるよう意見されました。

人権セミナーのご案内

日 時 7月21日(金)
午後7時30分
会 場 プラザ西伯
講 演 県内差別の現状と
これからの課題
講 師 鳥取市人権情報センター
椋田 昇一さん

..お気軽にご参加ください..

平成18年度 人権啓発講演・事業などのご案内

●人権セミナー

7月 同和問題 プラザ西伯
8月 高齢者の人権 いこい荘
9月 こどもの人権 しあわせ
10月 障害者の人権 いこい荘
11月 女性の人権 プラザ西伯

●人権の集い I・II

12月頃・平成19年2月頃
講演会・研究集会

●人権啓発標語の募集

7月～9月
小中学生・一般から募集

●人権啓発ビデオ上映

夏休み期間中
園児・児童対象

●小地域懇談会

9月～対象41地区

●宮前隣保館まつり

10月28・29日(土・日)
人権作文発表・講演

●西伯文化会館まつり

12月3日(日)
人権作文発表・講演

●男女共同参画推進会議事業

11月 第5回あなたと私が輝く
まちづくりフォーラム・
講演会ほか、

土・日随時

リサイクルショップ

●町職員・人権学習推進委員の 養成講座

7月4・11日(火) プラザ西伯
7月5・12日(水) いこい荘
いずれも午後7時半～

講義内容

差別の起こり(4・5日)
差別のメカニズム(11.12日)

講師

新井宏則(社会教育室長)

お問い合わせ 人権施策室 (TEL 64-3782)

※日程が未定の事業については、次号でお知らせします。